

※要請の対象(協力金の支給対象)とならない方にもお知らせしている場合があります。
事前によくご確認ください。

■ 営業時間短縮等の要請について ■

令和4年1月25日
長野県

- 飲食店の皆様の感染防止の取組に深く感謝申し上げます。
- 現在、感染力、伝播力が非常に強いオミクロン株への置き換わりが進み、過去に経験したことのないスピードで感染が拡大しております。特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。
(マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、区切られた空間に大人数が密集する 等)
- このため、感染拡大を未然に防ぐとともに、これ以上の新規陽性者の発生に歯止めをかける観点から、飲食店等への営業時間短縮等の要請を別紙のとおり行うことといたしました。
- 今後は、営業時間短縮等に応じていただいた場合の協力金の支給や市町村と連携した経営支援策などを講じてまいりますので、何卒ご理解とご協力をお願いいたします。
- なお、新型コロナの影響を受ける事業者等の皆様におかれましては、国の「事業復活支援金」や「雇用調整助成金」、「新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金」をご活用ください。また、県の「産業・雇用総合サポートセンター」において資金繰り相談等を受け付けておりますのでご利用ください。(詳細は、別添をご確認ください。)

問合せ先

<要請内容について> 危機管理部 新型コロナウイルス感染症対策室
長野県庁 代表電話：026-232-0111

<協力金について> 新型コロナウイルス拡大防止協力金事務局
0265-98-6440 (固定電話)
又は 080-3354-9569 (携帯電話)

※要請の内容は、令和4年1月25日現在の内容のため、今後、変更される場合があります。最新の情報は県の公式ホームページ等でご確認ください。